

一般名処方の推進について

当院では、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、患者さんに安定的に治療を提供する観点から薬剤の一般的名称を記載する処方箋の交付を行っています。一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤することができます。

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合には、特別の料金をお支払いいただきます。
具体的には、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

※ 処方せんの有効期限は交付日を含めて4日間です。
有効期限内に保険薬局へ提出してください。

総合病院 聖隷三方原病院